

公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック

四国理学療法士会会則

第1章 総 則

〔名称〕

第1条 本会は、公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会という。

〔事務局〕

第2条 本会の事務局を会長在職の県内に置く。

〔目的〕

第3条 本会は、理学療法士の学術・技能を研鑽し、四国における理学療法の普及および向上を図るとともに各県民保健の発展に寄与することを目的とする。さらに、四国各県理学療法士会の諸事業の協調を図り各県士会の発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 四国理学療法士学会の開催
- (2) 四国理学療法士学会誌の定期刊行
- (3) 研修会・講習会など会員の質的向上に資する事項
- (4) 理学療法士の社会的地位と相互福祉に関する事項
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

〔資格〕

第5条 本会の会員は、公益社団法人日本理学療法士協会四国各県理学療法士会員をもって構成する。

〔入会および退会〕

第6条 本会の入会は、公益社団法人日本理学療法士協会四国各県理学療法士会入会をもって入会とする。退会は、各県理学療法士会退会をもって退会とする。

〔会費〕

第7条 各士会の会費は、4月1日現在の各県士会所属会員数（協会届出）に、200円を乗じた金額とする。

第3章 役員

〔種別および定数〕

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 12名
 - (4) 監事 3名
2. 会長及び副会長は、理事とする。

〔選出〕

第9条 本会の役員選出方法は、細則による。

〔職責〕

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐する。また、会長がその責務を遂行できない場合は、それを代行する。
3. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
4. 監事は、会計の監査を行う。

〔任期〕

第11条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

〔種別〕

第12条 公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会連絡協議会（以下、連絡協議会）は、定期連絡協議会および臨時連絡協議会とする。

2. 定期連絡協議会は、毎年四国理学療法士学会開催時に行なう。
3. 臨時連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

〔構成〕

第13条 定期連絡協議会および臨時連絡協議会は、役員をもって構成する。

2. 必要に応じ会長の判断で理事以外の出席を認めることができる。

〔議事〕

第14条 連絡協議会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告ならびに決算報告
- (2) 事業計画ならびに予算案

(3) その他、本会の運営に関する事項

〔定足数〕

第15条 連絡協議会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

〔議決〕

第16条 連絡協議会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 学 会

〔名称・目的〕

第17条 本会に、四国理学療法士学会（以下、学会）を置く。

2. 学会は、理学療法に関する学術・技術・教育の研究ならびにこれに関する事業を行なう。
3. 学会の円滑な運営とその発展を図るために、学会評議委員会を置く。学会評議委員会について必要な事項は別に定める。

〔開催〕

第18条 学会は毎年1回開催する。

2. 学会開催の担当は四国各県理学療法士会の輪番制（愛媛、香川、徳島、高知）とする。

〔学会長〕

第19条 学会に、学会長1名を置く。

2. 学会長は、開催県理学療法士会で選出し、前年度の連絡協議会にて承認する。

〔学会役員〕

第20条 開催県理学療法士会は、学会長の他に準備委員長など学会運営に必要な役員を、開催県会員より選出できる。

〔その他〕

第21条 その他学会に関して必要な事項は、連絡協議会の議決を経て行なう。

2. 学会および学会誌の予算・決算は、連絡協議会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 資産および会計

〔資産の構成〕

第22条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 公益社団法人日本理学療法士協会からのブロック援助金
- (2) 会費（四国理学療法士学会各県分担金）

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

〔会計年度〕

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更および解散

〔変更および解散〕

第24条 この会則を変更しようする時は、四国各県理学療法士会の議を経て、連絡協議会にて変更することができる。

2. 解散は、四国各県理学療法士会の議を経て、連絡協議会にて決議する。

付 則

- 1 この会則は、昭和47年7月1日より施行する。
- 2 本会則は、昭和63年4月1日より一部改定し、施行する。
- 3 本会則は、平成17年11月26日より一部改定し、施行する。
- 4 本会則は、平成29年11月25日より一部改正し、施行する。

公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック

四国理学療法士会細則

1. 役員に関する項

- (1) 会則第 8 条第 1 項に規定する会長は、四国各県理学療法士会会長があたる。但し、任期は 2 年間とする。
- (2) 副会長は、会長の所属する県士会の副会長 1 名がこれにあたる。
- (3) 理事は、各県士会の会長、副会長がこれにあたる。
- (4) 監事は、会長の所属しない各県士会の会計がこれにあたる。
- (5) 会長は、公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロックを代表して、協会との連絡調整または協会の主催する会議に出席する。
- (6) 会長は、公益社団法人日本理学療法士協会のブロック援助金の窓口となる。

2. 学会に関する項

会則第 17 条に規定する学会は、次の細則により運営する。

- (1) 学会担当県士会は、前年度の公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会連絡協議会（以下、連絡協議会）にて、学会企面・計画案・予算案の提示を行わなければならない。
- (2) 学会長の任期は、開催年度の 1 年間とする。
- (3) 学会担当県士会は、学会終了後速やかに学会誌の発刊を行わなければならない。

3. 会議に関する項

- (1) 連絡協議会の招集は、会長が行う。
- (2) 連絡協議会の開催準備は、学会担当県士会が行う。
- (3) 連絡協議会の議長は、会長が行う。
- (4) 連絡協議会には、書記を置き議事を記録する。
- (5) 学会長および準備委員長・関係役員は、学会に関して連絡協議会に出席し、意見を述べる事ができる。
- (6) 旅費は別に定める。

4. 事務局に関する項

- (1) 事務局に、事務局長 1 名を置く。
- (2) 事務局長は、連絡協議会の承認を得て、会長が任命する。
- (3) 事務局には、事務局員を置くことができる。
- (4) 事務局員は、事務局長が選任し会長が委嘱する。

- (5) 公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会の会計・事務的職務は、事務局が行う。
- (6) 事務局長および事務局員は、連絡協議会に出席することができる。

付 則

- 1 この細則の改廃は、公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会連絡協議会の義を経て行う。
- 2 この細則は、昭和63年4月1日より施行する。
- 3 この細則は、平成17年11月26日より一部改正し、施行する。
- 4 この細則は、平成29年11月25日より一部改正し、施行する。